全	**国**	**128,057,352**	**51,950,504**
市	部	116,156,631	47,670,906
郡	部	11,900,721	4,279,598

備考

1　人口の範囲は、次に掲げる者である。

⑴　調査時（平成22年10月１日午前零時。以下同じ。）において本邦（国勢調査令（昭和55年政令第98号）第４条第１項第１号に基づき国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）第１条で定める島を除く。以下同じ。）にある者で、本邦にある期間が引き続き３月以上にわたることとなるもの

⑵　本邦に生活の本拠を有する者（⑴に掲げる者及び調査時において本邦外にある者（船舶に乗り組んでいる者を除く。）で本邦外にある期間が引き続き３月以上にわたることとなるものを除く。）

⑶　本邦の港を発し、途中本邦の港以外の港に寄港しないで本邦の港に入った船舶（調査時において本邦の港にある船舶又は調査時後５日以内に本邦の港に入った船舶に限る。）に乗り組んでいる者（⑴及び⑵に掲げる者並びに本邦外に生活の本拠を有する者を除く。）

2　次に掲げる者は人口の範囲には含まれない。

⑴　日本国政府が接受する外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者であって、日本国民でないもの（以下「外交官等」という。）、外交官等と同一の世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の個人的使用人で日本国民でないもの

⑵　日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者で日本国民でないもの及びその者と同一の世帯に属する家族の構成員（⑴に掲げる者を除く。）

3　市区町村の人口は、当該市区町村の区域内に住居を有する全ての者である。

4　住居とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が３月以上にわたる者についてはその場所をいい、３月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の⑴から⑸までに掲げる者については、それぞれ当該⑴から⑸までに定める場所をその者の住居とみなす。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第１項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの　その宿泊している施設

⑵　病院又は診療所に引き続き３月以上入院し、又は入所している者　その病院又は診療所

⑶　船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの　その生活の本拠

⑷　自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者　その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

⑸　刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者　その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

5　世帯の範囲は、１に掲げる人口の範囲に含まれる者が構成する世帯の全てである。

6　世帯とは、次のものをいう。

⑴　住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者のうち、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、その世帯を構成する者とみなす。

⑵　⑴の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者

⑶　ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舎に住居のある単身者

⑷　⑴から⑶までに該当しない単身者で、住居を共にするものの集まり

⑸　⑴から⑷までに該当しない単身者

人事異動

防　衛　省

（群馬地方協力本部長）防衛事務官　小野　真範

防衛部員に任命する

経理装備局装備政策課付を命ずる

（技術研究本部総務部総務課人事管理室長）同　森　純一郎

自衛隊山梨地方協力本部長を命ずる

（大臣官房広報課広報報道企画官）防衛部員　浅野　浩一

防衛事務官に任命する

技術研究本部総務部総務課人事管理室長を命ずる

（以上八月一日）

（運用企画局長）防衛書記官　櫻井　修一

退職を承認する

（防衛監察本部副監察監）防衛事務官　松本　隆太郎

防衛書記官に任命する

運用企画局局長を命ずる（以上八月一日）

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　池田　千絵子

防衛書記官に任命する

人事教育局衛生官を命ずる

（人事教育局衛生官）防衛書記官　山本　尚子

厚生労働省へ出向させる（以上八月五日）

（海上保安庁総務部参事官）海上保安官　畑　英史

防衛事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

退職を承認する

（技術研究本部長）防衛技官　佐々木　達郎

（装備施設本部長）防衛事務官　岡崎　匠

（装備施設本部副本部長（通信誘導担当））同　道鑓　雄二

（装備施設本部副本部長（航空機担当））防衛技官　小川　隆久

（装備施設本部副本部長（施設担当））同　増田　慎吾

退職を承認する（各通）

（技術研究本部総務部長）同　渡辺　秀明

防衛書記官に任命する

大臣官房技術監を命ずる

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部長）

内閣事務官　石塚　泰久

防衛書記官に任命する

大臣官房審議官を命ずる

兼ねて情報本部副本部長を命ずる

内閣官房へ出向させる（兼任）

（防衛政策局防衛政策課長（兼）防衛研究所企画室長）防衛書記官　鈴木　敦夫

防衛事務官の兼任を解除する

大臣官房米軍再編調整官を命ずる

（情報本部）防衛事務官　多田　拓一郎

防衛部員に任命する

大臣官房企画官を命ずる

兼ねて地方協力局地方協力企画課地方企画室長を命ずる

（警察庁長官官房参事官（教養担当））警視長　土本　英樹

防衛書記官に任命する

大臣官房訟務管理官を命ずる

（経理装備局長）防衛書記官　西　正典

防衛政策局長を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　島田　和久

防衛書記官に任命する

防衛政策局防衛政策課長を命ずる

兼ねて防衛事務官に任命する

兼ねて防衛研究所企画室長を命ずる

（防衛政策局日米防衛協力課日米安全保障防衛協力企画官（兼）防衛政策局防衛政策課）

防衛部員　中嶋　浩一郎

防衛政策局防衛政策課の兼務を解く

防衛書記官に任命する

防衛政策局日米防衛協力課長を命ずる

（大臣官房参事官）防衛書記官　青木　健至

防衛政策局国際政策課長を命ずる

（防衛政策局防衛計画課整備計画官）防衛部員　青柳　肇

防衛書記官に任命する

防衛政策局防衛計画課長を命ずる